

## 平成 27 年度補正予算の概要

### 1 事業の内容

#### (ア) ワークショップの開催

違法伐採対策の重要性、合法木材の仕組み、海外の取り組み事例などをブロックごとのテーマを分析し、合法木材の認知度の向上を図るための手法について議論。

- ①開催回数 全国 8 ブロックで開催
- ②開催場所 北海道から九州の 8 ブロックごとに開催地を選定。
- ③実施内容 中央、ブロック内の有識者（民間需要者・精通者等）、海外の実情に精通した者によるワークショップを開催。

#### (イ) セミナーの開催

民間需要者（工務店、設計士、木材製品流通業者等）を対象に、違法伐採対策の重要性、合法木材の仕組み、海外の取り組み事例についてセミナーを開催。

- ①開催場所 全国 40 カ所程度を選定。
- ②実施内容 業界紙、普及啓もう資料（テキスト、パンフレット、パネル等教材）を作成し、セミナー参加者の理解度を深める。

#### (ウ) 各種広報

各種展示会（例：エコプロダクツ展）に出展し、パンフレット、ビデオ等を活用した効果的な展示を実施。

### 2 事業期間

事業を平成 28 年度に繰越して実施。

## 概要

大筋合意されたTPP協定において違法伐採に関する各国の行政措置の実施等が規定されたことから、「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、我が国としても、合法木材の利用促進や違法伐採に係る現地情報の収集など対策を充実。

## 事業内容

### ○合法木材の利用促進

#### ■ワークショップの開催【地域ブロック毎に開催】

木材流通の専門家、環境問題に関する学識経験者等による課題把握・対応策の提案

#### ■セミナーの開催【各地域ブロック内で複数箇所開催】

対象は木材関係中小事業者等（木材製品流通・販売業者、工務店、設計者等）

#### ■各種広報



セミナーの開催



合法木材に関する広報(展示)

### ○違法伐採に係る現地情報の収集等

#### ■生産国における木材流通実態・事業者動向等の把握

#### ■合法性のリスク評価に係る事業者の取組動向の把握



生産国における木材流通実態の把握



合法性が証明された木材の利用促進など違法伐採対策を推進